

委員会提出議案第2号

議会委員会条例の一部を改正する条例

みだしの件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び議会議事規則第13条第3項の規定により提出する。

令和6年3月28日提出

議会運営委員会

委員長 坂上昌史

提案理由

重大な感染症のまん延防止措置の観点から若しくは大規模な災害等の発生又は公務、疾病、育児、看病、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合において、委員長がオンラインによる委員会を開会することができるようにするため、この条例案を提出するものです。

## 議会委員会条例の一部を改正する条例

議会委員会条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第13条の2 委員長は、次の各号に掲げる場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開くことができる。

（1） 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生により委員会の開会場所への参集が困難である場合

（2） 公務、疾病、育児、看病、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合

2 前項の場合において、オンラインによる出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例を適用する。

4 オンラインを活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第16条に次の1項を加える。

2 前項の委員長又は委員が、第13条の2第2項に規定する委員長の許可を得て委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインにより行うことができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議会委員会条例（平成12年条例第29号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p><u>（委員会の開会方法の特例）</u></p> <p><u>第13条の2 委員長は、次の各号に掲げる場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開くことができる。</u></p> <p><u>（1） 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生により委員会の開会場所への参集が困難である場合</u></p> <p><u>（2） 公務、疾病、育児、看病、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合</u></p> <p><u>2 前項の場合において、オンラインによる出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例を適用する。</u></p> <p><u>4 オンラインを活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>（委員長及び委員の除斥）</p> <p>第16条 （略）</p>	<p>（委員長及び委員の除斥）</p> <p>第16条 （略）</p>

2 前項の委員長又は委員が、第13条の2第2項に規定する委員長の許可を得て委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインにより行うことができる。